

2025 年度
満期遺留品売却 その 4

入札説明書

神戸市交通局

入札説明書

令和8年2月18日神戸市交通公告に係る「2025年度満期遺留品売却 その4」の一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

- (1) 依頼者 神戸市交通局営業推進課長
- (2) 件名 2025年度満期遺留品売却 その4
- (3) 概要 神戸市交通局で管理している遺失物の買い取り
- (4) 履行場所 神戸市中央区北長狭通1丁目 神戸市交通局 忘れ物取扱所倉庫
市営地下鉄三宮駅構内西出入口（西コンコース改札口東側約30m）
- (5) 履行期限 令和8年3月30日

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和6・7年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 古物営業法第5条第2項における許可証を交付されていること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (5) 神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局営業推進課（電話番号 078-984-0124、FAX 078-984-0203）
神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号652-0855）
御崎Uビル3階

4 一般競争入札参加資格の審査の申請方法

- (1) 当該の入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、以下に掲げる書類を交通事業管理者に提出し、入札参加資格の審査を受ける必要があります。
 - ① 一般競争入札参加資格審査申請書
 - ② 古物営業法第5条第2項における許可証の写し
 - ③ 申請者が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合の場合は、役員名簿及び組合員名簿
 - ④ 入札参加資格審査通知返信用封筒（長3号（120mm×235mm）の封筒に返信先を記載し、

110 円切手を貼付したもの)

※①については、神戸市ホームページからダウンロードしてください。

ダウンロードできない者には、神戸市交通局営業推進課で配布します。配布は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除いた平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。

- (2) 申請者は、(1)に掲げる書類を、下記(3)に掲げる入札参加資格審査の申請受付期間内に受付場所に持参または郵送で提出してください。
- (3) 入札参加資格の審査の申請受付期間及び受付場所は、次のとおりです。
 - ① 受付期間：公告の日の翌日から令和8年2月25日(水)の午後5時必着
※直接持参の場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除いた平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。
 - ② 受付場所：3と同じ
- (4) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (5) 提出された書類は、返却しません。

5 入札説明書、仕様書等に関する質問

- (1) 申請者は、質疑の有無にかかわらず、当該入札説明書に添付されている質疑回答書を、下記(2)に掲げる提出期限内に、提出場所に提出してください。また、提出は直接持参、郵送、FAXいずれでもかまいませんが、入札事項に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。
- (2) (1)に掲げる書類の提出期限は、次のとおりです。
 - ア 提出期限
令和8年2月25日(水)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)の
午前9時から午後5時まで(直接持参の場合、正午から午後1時までを除く。)
 - イ 受付場所
3と同じ
- (3) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (4) 提出された書類は、返却しません。
- (5) 回答は仕様書の追補とみなし、入札参加資格があると認定された者すべてに対し、回答します。

6 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和8年2月27日(金)以降に入札参加資格審査通知書により通知し、併せて入札書を送付します。
- (2) 入札参加資格がないと認定された者には、(1)の通知書にその理由を付します。
- (3) (2)の理由を付した(1)の通知書により通知を受けた者は、その通知を受けた日から7日以内に、交通事業管理者に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができます。
- (4) (3)により説明の請求を行う場合は、書面によってください。

- (5) (3)による理由の説明の請求を受けたときは、その通知を受けた日から7日以内に書面により回答します。

7 下見

入札対象の遺失物及び遺失物の搬出経路について、下見を行います。

- (1) 開催日：令和8年3月6日（金）午前9時～
(2) 場所（詳細については、「23 下見・引渡場所及び搬出経路」を参照すること）
神戸市中央区北長狭通1丁目
神戸市交通局忘れ物取扱所倉庫
市営地下鉄三宮駅構内西出入口（西コンコース改札口東側約30m）

8 神戸市交通局契約規程、神戸市交通局委託契約約款の閲覧

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）及び神戸市交通局委託契約約款は、神戸市ホームページおよび神戸市交通局営業推進課において閲覧することができます。

9 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

入札書の提出は持参のみとします。

- 提出期限：令和8年3月6日（金）午前11時00分まで
提出場所：3と同じ
提出方法：件名を記載した入札書を封書に入れ封緘すること。

10 開札予定日時及び場所

- (1) 日時：令和8年3月6日（金）午前11時15分から
(2) 場所：神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル1階 交通局大会議室

11 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

12 開札方法等

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会いが必要です。なお、再入札を行う場合は、当日配布する再入札書に入札者の記名・押印が必要です。（委任状による委任可）
(2) 予定価格以上の入札が無かった場合、再入札は1回のみ行います。
(3) 入札に当たっての交渉はしません。
(4) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
(5) 開札に当たっては、神戸市交通局営業推進課および経営企画課の事務職員が立ち会います。

13 開札結果の確認

開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を交付します。

- (1) 落札者がある場合 「落札通知書」
(2) 入札を打ち切る場合 「不調通知書」

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の提出が所定の日時を過ぎたとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

15 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

16 契約等に係る事項

- (1) 落札後、契約の締結に当たっては、請書の作成を要します。
請書は、神戸市交通局営業推進課で交付します。
- (2) 契約保証金に関する事項
規程第24条の規定により契約保証金の納付は免除します。

17 代金の納付方法

落札者決定後、落札決定通知書と共に納付書を渡しますので、当該納付書を用いて、令和8年3月25日（水）までに代金を納入してください。
なお、代金の納入後、納入確認のため、「納入通知書 兼 領収書」のコピーを郵送または持参にて提出してください。

18 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

19 違約金、損害賠償等

申請者が契約相手方となった場合において、神戸市交通局委託契約約款第26条第1項及び第2項の各号に定める事由に該当した場合は、交通事業管理者は、同条の規定に基づき、申請者から違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。

20 売却対象の遺失物について

当該入札における対象となる遺失物の種類及び数量は以下の通りです。拾得月は令和7年8月から令和7年10月です。なお、こちらの数量はあくまでも目安ですので、あらかじめご了承ください。

| 品 目 | 数 量 | 単位 |
|-----|---------|----|
| 長傘 | 1 3 8 0 | 本 |
| 折れ傘 | 7 2 0 | 本 |
| 雑品 | 4 4 | 袋 |
| 腕時計 | 6 1 | 本 |
| 長物 | 1 8 | 式 |

21 その他

- (1) 携帯電話等電子的記憶領域を持つものについては、個人情報流出防止の観点から入札の対象外とする。
- (2) 履行に際しては、充分な人手と機材、車両等を用意し、出来るだけ短時間に一度で完了すること。また、搬出時にホーム階を通過する際は、付添い人を一人以上付け、乗客の安全に留意すること。
- (3) 搬出後、当該遺留品が留置されていた床面の埃が次回分に付着せぬよう、箒、塵取等を人数分持参し、清掃すること。
- (4) 個人情報流出防止の観点から、可及的速やかに神戸市交通局の識札を取り除きシュレッダー処理をすること。また、下見時の当該遺留品の写真撮影・動画撮影は禁止とする。
- (5) その他履行に関しては、神戸市交通局契約規程その他関係法令を遵守すること。

22 下見・引渡場所及び搬出経路

※駐車場はありません。

西出口1 北側の通りにパーキングメーターが設置されています。

それ以外の場所に駐停車する場合は、生田警察署の許可を取ってください。

